

# 水素供給設備整備事業費補助金

(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)

## 交付規程

平成27年2月

一般社団法人 次世代自動車振興センター

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
交付規程

(通則)

第1条 水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、水素供給設備整備事業費補助金交付要綱（平成25年5月15日付け20130426財資第1号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第2条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行う燃料電池自動車の新規需要創出活動に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という）の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 「補助事業の完了」とは、新規需要創出活動・代金支払いの両方を終えた時点をいう。
- 2 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車をいう。
- 3 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。
- 4 「新規需要創出活動」とは、水素供給設備の運用を通じて行う燃料電池自動車の需要を喚起するための活動をいう。

(補助事業の要件)

第4条 センターは以下の実施に要する要件及び経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 水素供給設備を商用の目的で運用することを通じて行う活動であること。
- (2) 燃料電池自動車の新規需要を喚起するための活動であること。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率、補助金の交付額)

第5条 センターは、民間団体等(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く。))及び個人事業者を新規需要創出活動に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助金対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。なお、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

- 2 前項に定める補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。
- 3 第1項に定める補助金の交付上限額は、別表2のとおりとする。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別にセンターが指定する日までに、補助金交付申請書(様式第1)をセンターに提出しなければならない。

- 2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
  - (1) 申請は、新規需要創出活動に用いる1設備毎に行われていること。
  - (2) 別表3に定める書類が添付されていること。
  - (3) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請をすること。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。
    - (イ) 消費税法における納税義務者とならない申請者
    - (ロ) 免税事業者である申請者
    - (ハ) 簡易課税事業者である申請者
    - (ニ) 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の申請者
    - (ホ) 国又は地方公共団体の一般会計である申請者
    - (ヘ) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する申請者
  - (4) 国の他の補助金と重複して申請していないこと
  - (5) 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、利益などを排除して交付申請をすること。ただし、一般の競争の結果最低価格で

あった場合、申請時において利益などの金額が明らかでないもの、についてはこの限りではない。

(6) 補助対象経費の支払いが手形によるものではないこと

(交付の決定と通知)

第7条 センターは、第6条第1項の補助金交付申請書を受け付けたときは、当該申請書類に基づきその内容を審査する。

- 2 センターは、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第2）を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書（様式第3）をセンターに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第4）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - (2) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
  - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 センターは、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書（様式第5）を申請者に送付するものとする。
  - 3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(契約等)

第10条 申請者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争又は指名競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争又は指名競争に付すことが困難又は不適當である場合は、随意契約によること

ができる。

(債権譲渡の禁止)

- 第11条 申請者は、第7条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 センターが第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) センターは、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) センターは、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

- 第12条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することができない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事故報告書（様式第6）をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

- 第13条 申請者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間

に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書（様式第7）をセンターに提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。ただし第12条の場合を除く。

- 2 申請者は、実績報告書（様式第8）を以下の書類を添付してセンターに提出しなければならない。
  - （1）活動費用支払証憑の写し。
  - （2）請求書の写し。（内訳明細のあるもの）
  - （3）新規需要創出活動報告書。
  - （4）その他センターが定めるもの。
- 3 報告は、センターに送付、又は持参することにより行う。
- 4 申請者は、補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに年度末実績報告書（様式第9）をセンターに提出しなければならない。
- 5 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 センターは、前条第1項の実績報告を受理し、当該報告に係わる書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容（第9条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに申請者に対して額の確定通知書（様式第10）により通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第7条第2項の交付決定通知における補助金の交付上限額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。

（補助金の支払）

第16条 センターは、第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後補助金を支払うものとする。

- 2 センターは、前項の規定により申請者へ補助金の支払いをする時は、申請者の提出した実績報告書に記載された補助金の支払い先に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 センターは、第9条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号に該当すると認められる場合には、第7条第2項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 申請者が法令、要綱、本交付規程に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合
- (2) 申請者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 申請者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、交付決定取消通知書(様式第11)により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して返還命令書(様式第12)により当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該申請者から徴収するものとする。

6 第2項に基づく補助金の返還については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(補助事業の経理等)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、補助事業の終了後5年間保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

第19条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があると

きは、申請者等に対して調査等を行うことができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
- 3 第1項に規定する調査等は第16条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(センターによるデータ等の提供要請)

第20条 センターは国の施策に基づき燃料電池自動車の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者及び補助金の交付を受けた者等に対して燃料電池自動車等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者及び補助金の交付を受けた者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第21条 センター及びその職員は、本事業を通じた申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

- 2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第6条第1項の申請に関する一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第23条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この交付規程は、平成27年2月26日から施行する。



別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

〔別表1〕

新規需要創出活動の補助対象経費	補助率
<p>1. 新規需要創出活動費</p> <p>新規需要創出活動の実施に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 人件費</li><li>(2) 修繕費</li><li>(3) 警備費</li><li>(4) 水道光熱費</li><li>(5) 通信費</li><li>(6) 備品費</li><li>(7) 消耗品費</li><li>(8) 賃借料</li><li>(9) 印刷費</li><li>(10) 業務委託費</li><li>(11) 外注費</li><li>(12) 保険料</li><li>(13) その他（その他燃料電池自動車の需要を創出するために必要な費用）</li></ul> <p>2. 管理費</p> <p>補助事業の実施に必要な管理等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 一般管理費</li><li>(2) 諸経費</li></ul>	2 / 3

※補助対象経費に消費税等は含まれない。

〔別表2〕 補助金の交付上限額について

補助金の交付上限額は、補助対象経費の3分の2と需要創出活動に使用する水素供給設備の供給方式に応じた補助上限額を比べて低い金額とする。

水素供給設備の供給方式	1事業年度当たりの 補助上限額 (百万円)
オンサイト方式	22
オフサイト方式	22
移動式（運用場所が1箇所のもの）	22
移動式（運用場所が2箇所以上のもの）	26

〔別表3〕 申請に必要な添付書類は次のとおりとする。

<p>(1) 申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む）の場合（連名を含む）</p> <p>① 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）、財務諸表（直近2ヶ年分）ただし地方公共団体の場合は不要。</p> <p>② その他センターが定めるもの</p>
<p>(2) 申請者が地方公共団体及び個人事業者の場合（連名を含む）</p> <p>① 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B（直近2ヶ年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）（個人事業者の場合）</p> <p>② その他センターが定めるもの</p>





(様式1 付表1)

## 補助対象設備及び補助対象経費

		内 訳 (例)	金額(概算)	消費税	計
新規需要創出活動費	1	人件費			
	2	修繕費			
	3	警備費			
	4	水道光熱費			
	5	通信費			
	6	備品費			
	7	消耗品費			
	8	賃借料			
	9	印刷費			
	10	業務委託費			
	11	外注費			
	12	保険料			
	13	その他(その他燃料電池自動車の需要を創出するために必要な費用)			
		活動費小計			
管理費	14	一般管理費			
	15	諸経費			
		管理費小計			
		合計(概算)			

(様式1 付表2)

移動式水素供給設備の運用場所

名 称	
設置事業所住所	
運用場所住所 1	
運用場所住所 2	
運用場所住所 3	

(様式第2)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
交付決定通知書

自振第 号  
平成 年 月 日

申請者 住所〒  
名称  
(代表者) 殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター  
代表理事 登録印

平成 年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第7条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— 第 号
水素供給設備の名称 及び設置事業所住所	
補助金交付上限額	
特記事項	

(注) 補助金交付上限額は、申請書に基づく審査による補助金交付限度額です。実際に支払う補助金額は、実績報告書に基づき確定します。





(様式第4)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
計画変更等承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住所〒				
氏名又は名称				
及び代表者名				登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業を下記のとおり変更したいので、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由


(注) 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

(様式第5)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
計画変更等承認結果通知書

自振第 号  
平成 年 月 日

申請者 住所〒

名称  
(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター

代表理事

登録印

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助事業の計画変更については、審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— 第 号
-----------	-------

計画変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
特記事項		

(様式第6)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
事故報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 ー ー第 号

住所〒

氏名又は名称

及び代表者名 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の状況について、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況：

2. 原因及び内容：

3. 措置：

4. 内容に係る金額：

5. 補助事業の遂行及び完了予定年月日： 平成 年 月 日

(様式第7)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
実施状況報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 ー ー第 号

住所〒

氏名又は名称

及び代表者名 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の実施状況について、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助事業の収支状況

(様式第 8)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
実績報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター  
代表理事 殿 (申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住 所 〒				
氏名又は名称 及び代表者名				登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の実績について、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報 告 内 容					
名 称					
設置事業所住所					
水 素 供 給 設 備	供給方式 オンサイト / オフサイト / 移動式 水素供給能力 300Nm <sup>3</sup> /h 以上 / 100Nm <sup>3</sup> /h 以上300Nm <sup>3</sup> /h 未満 運用場所数(移動式の場合) 箇所				
補助対象経費	円				
補助金の額	円 交付上限額: 円 ( 日間)				
補助事業の実績	補助対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日				
	運用日数 日間				
この施設に対して受ける本補助金以外の補助金の有無	有 無 「有」を選択した場合その名称				
本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無		有 無			
補助金振込先	フリガナ				
	口座名義				
	金融機関名と店名	銀行 信金	銀行コード	支店 本店	支店コード
	預金種目(○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他( )
	口座番号	7桁で記入してください(右詰)			



センター使用欄	担当者	
	氏 名	
	所 属	
	電 話 / F A X	
	メールアドレス	
	住 所 〒	

(注) 交付規程第 14 条 2 項に定める書類を添付すること。

(様式 8 付表 1)

移動式水素供給設備の運用場所

名 称	
設置事業所住所	
運用場所住所 1	
運用場所住所 2	
運用場所住所 3	

(様式第9)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
年度末実績報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住所〒				
氏名又は名称				
及び代表者名				登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の年度末実績について、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の内容
(ア)補助事業の対象設備：
(イ)設置事業所の名称：
(ウ) " 住所：
2. 補助事業の実施状況（補助対象経費）
計画額 円 (交付決定額 円)
既支払額 円
未支払額 円



(様式第10)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
確定通知書

自振第 号  
平成 年 月 日

申請者 住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター  
代表理事 登録印

下記補助金の交付について、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第15条第1項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— — 第 号
設置事業所の名称 及び住所	
補助金の確定額	円
特記事項	

(様式第11)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)  
交付決定取消通知書

平成 年 月 日  
自振第 号

補助金交付決定番号 ー ー第 号

申請者 住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター  
代表理事 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業について、下記の理由により当該補助金交付決定通知を取消しましたので、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第17条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1. 取消理由

2. 取消金額

(様式第12)

水素供給設備整備事業費補助金  
(燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業)

返還命令書

平成 年 月 日  
自振第 号

補助金交付決定番号 ー ー第 号

申請者 住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター  
代表理事 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の補助金について、水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）交付規程第17条第4項の規定に基づき、下記により返還を命令します。

記

返還すべき補助金の額	円 (I.+II.)
I. 支払済補助金の額	円
II. 加算金の額	円
III. 返還期限	
IV. 返還命令の理由	
V. 振込先	口座名義： 金融機関名： 店名： 預金種目： 口座番号：